

官報

平成十年五月二十二日

○第一百四十二回 衆議院会議録 第四十二号

平成十年五月二十二日(金曜日)
午後一時開議
議事日程 第三十号
平成十年五月二十二日

第一 財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案(伊藤英成君外八名提出)
第二 財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第三 平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(伊藤英成君外八名提出)
第四 平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第五 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第六 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第一 財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二 財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第三 平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第四 中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第五 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第六 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第八 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、伊藤英成君外八名提出、財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案、日程第一、内閣提出、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、日程第三、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、日程第四、中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
第五 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第六 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
日程第一 財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案(伊藤英成君外八名提出)
○中川秀直君登壇
○中川秀直君 大だいま議題となりました法律案につきまして、緊急経済対策に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
まず、内閣提出の五法律案の概要について申し上げます。
第一に、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、特例公債の発行枠の弾力化が可能になるよう所要の改正を行うこととしております。内閣提出の五法律案の概要について申し上げます。
まず、内閣提出の五法律案の概要について申し上げます。
第一に、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、特例公債の発行枠の弾力化が可能になるよう所要の改正を行うこととしております。内閣提出の五法律案の概要について申し上げます。
まず、内閣提出の五法律案の概要について申し上げます。
第一に、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、特例公債の発行枠の弾力化が可能になるよう所要の改正を行うこととしております。内閣提出の五法律案の概要について申し上げます。

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案及び同報告書
日程第二 財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
日程第三 平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案及び同報告書
財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

を追加実施するとともに、中小企業投資促進税制の創設等を行おうとするものであります。

第三に、中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案は、中小企業信用保険法等に規定する中小企業者等の範囲を拡大するため、卸売業等の資本金基準の引き上げ等の措置を講じようとするものであります。

第四に、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案は、平成十年度分の個人住民税について特別減税の額の引き上げ等を行うとともに、これららの措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置を講じようとするものであります。

第五に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、平成十年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税特別会計の借入金の増額等の措置を講じようとするものであります。

次に、民主党、平和・改革及び自由党の三公派共同提案に係る伊藤英成君外八名提出の財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案の概要について申し上げます。

本案は、財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行を二年間停止するとともに、その間に財政構造改革のあり方について見直しを行おうとするものであります。

以上の法律案のうち、内閣提出の五法律案は、去る五月十二日の本会議における本委員会の設置の議決により付託され、十三日松永大蔵大臣、堀内通商産業大臣及び上杉自治大臣からそれぞれ提案理由の説明を聽取した後、翌十四日から一括して審査に入りました。

また、伊藤英成君外八名提出の法律案は、十九

日本委員会に付託され、二十日同案について提出者池田元久君から提案理由の説明を聽取した後、質疑を行いました。

委員会においては、経済財政政策を中心に真剣かつ広範な論議が交わされました。その内容は、会議録に譲ることといたします。

かくて、昨二十一日各法律案に対する質疑を終

りし、日本共産党提出の中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案について趣旨の説明を聽取した後、各法律案及び修正案について討論を行い、自由民主党及び社会民主党・市

民連合を代表して自由民主党の中山成彬君から、民主党を代表して金田誠一君から、平和・改革を代表して西川知雄君から、自由党を代表して佐藤茂樹君から、日本共産党を代表して矢島恒夫君から、それぞれ意見の表明がありました。

討論終局後、採決に入り、まず、伊藤英成君外八名提出の法律案について採決の結果、賛成少数をもって否決すべきものと決し、次に、内閣提出の五法律案及び日本共産党提出の修正案について

それぞれ採決を行いましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、内閣提出の五法律案のうち、中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案は全会一致をもって、その他の四法律案は賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。鳩山邦夫君。

(鳩山邦夫君登壇)

の財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案に反対する立場から、また、民主

党、平和・改革及び自由党提案の財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案及び政府提案の中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案に賛成する立場から、討論を行います。

橋本内閣は、六大改革ならぬ六大改悪を初めとする数多くの致命的な失政を重ねてきましたが、財政構造改革法はまさにその象徴と言えます。

個人的なことですが、私はかつて、橋本総理と同じ政党、同じ派閥グループに所属しておりましたから、さまざまに御指導をいたいた経験がございまして、若きころは、橋本先輩が総理にならざる日を夢見ていました、そんな時代もあったと思ひ出します。その先輩が総理の座につかれて、よもや、全く無責任な財政運営や経済運営の真っただ中に身を置かれようとは、当時は全く予想することができないことがありました。橋本総理もまたのは、まさに橋本総理、あなたではなかつたであります。

しかし、総理はみずから責任を認めることもなく、政治責任を恐れて何もしないことの方こそ政責だという牽強付会の説をなし、堂々と開き直っています。政治責任を恐れて何もしなかったのは、まさに橋本総理、あなたではなかつたであります。

しかし、総理はみずから責任を認めることもなく、政治責任を恐れて何もしないことの方こそ政責だという牽強付会の説をなし、堂々と開き直っています。政治責任を恐れて何もしなかったのは、まさに橋本総理、あなたではなかつたであります。

（拍手）

日本経済を立て直すためには、総理が今までの経済運営についての過ちを率直に認め、国民に対し真摯な態度でわびるべきであります。そして、今日この場で橋本政権には幕を引き、長くつらかった橋龍不況に終止符を打つ決意を示すべきであります。総理のそのような御決断があれば、その決断は決してむだにはなりません。殊のほか株価アップに、株価の上昇に御熱心な自民党の政調会長もお喜びになるであろうと思うわけであります。その上で、我々が主張する恒久減税を早急に実施し、景気回復に全力を挙げるべきであります。

しゃにむに財政構造改革法の成立に突き進んだ結果が、現在国民を苦しめている史上最悪の不景気なのであります。その結果、総理は、法律成立後わずか半年足らずで、その改正を余儀なくされることになったのであります。

橋本総理のこのような路線転換を君子豹変と言ひ、対して、君子豹変のヒョウに対して大変失礼なことがあります。というのは、言葉の本来の意味は、ヒョウの模様がはっきりしているよう

に潔い態度で悪から善に移ることが君子豹変であります。

ヒョウに対しても、君子豹変のヒョウに対して大変失礼なことがあります。というのは、言葉の本来の意味は、ヒョウの模様がはっきりしているよう

しかしながら、政府提出の財政構造改革法改正案を見ても、景気回復に全力を挙げる覚悟があるとは到底思えません。政府案は、特例公債の発行額を毎年度縮減する条項を経済情勢に応じて弾力化するほか、財政健全化目標を二〇〇三年度から二〇〇五年度までに二年間延長するというものであります。

しかし、これまでの国会論議の中で、二〇〇五年度までに目標を達成するという具体的な根拠はついて全く聞くことができませんでした。松永大臣は、今後の歳出と歳入の巨額のギャップ、すなわち要調整額については、予算編成をすれば何となく埋まっていくものだらうなどという、およそ大蔵大臣とは思えない無責任な発言を繰り返しておられます。大蔵大臣の権威は一体どこへ行ってしまったのでしょうか。

また、景気回復に二年以上の時間がかかった場合には、この法律はどうするのでしょうか。そのころにはわれは総理大臣ではないから、あとは皆さんよろしくというような無責任な態度なのであります。大蔵大臣の権威は一体どこへ行ってしまったのでしょうか。

さらに、財政健全化目標を二年間先送りするだけの政府案では、我々が主張する六兆円規模の恒久減税も事実上不可能だと考えます。そもそも財政構造改革法自体が、国債の区分や硬直的なキャップ制、あるいは財政の抜け道となっている補正予算など、内容的に大きな問題を抱えており、この構造改革法自体は、構造改革とは名ばかりの不況継続、旧来型財政構造温存法ではないでしょうか。

これに対し、民主党・平和・改革、自由党提案の財政構造改革法の停止法案は、このようないい問題

だらけの財政構造改革法を二年間凍結することで、景気対策に全力を挙げる」ことができるのではありません。それとともに、現行の財政構造改革法そのものを抜本的に見直すことにより、恒久減税を可能とするものであります。つまり、これこそが日本経済の活性化と財政政策への信頼を回復するものでござります。

日本春、橋本内閣は、不良債権の処理は順調に進んでいたとか、主要二十行は絶対につぶさないと明言をしました。しかし、先日のバーミングハム・サミットの際の総理は、不良債権の処理について、これから本気で取り組んでいかなければならぬ、つまり今まで本気ではなかった、こういうことをおっしゃったようであります。この見事な自己矛盾、あいた口がふさがらないとはこのことの哪里にござります。

橋本総理、市場はどうに内閣不信任案をあなたに提出し、既に可決をしているのではないか、そういう思いです。

最後に、総理は読書家でありますから、漢籍もよく読まれると聞いておりますので、その総理に、有名な陶淵明の帰去來の辞の一節を進呈いたします。「帰りなんいざ、田園まさに荒れなんとする、何ぞ帰らざる」

以上で、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 太田昭宏君。

[太田昭宏君登壇]

太田昭宏君

内閣提出の財政構造改革法の一部改正案及び平成十一年分特別減税関連三法案の四法案に反対、中小企業信用保険法等の一部改正案には賛成しておらず、以上の立場から討論を行います。

今、日本経済が直面している不況は、非常に特異、かつ深刻であります。消費不況、金融不況、資産デフレのコンプレックス型の不況であり、不安定な金融システム市場が株式市場の低迷と底辺で互いに運動し合っているという、世界でもまれに見る不健全かつ不安定な経済構造であります。これにより、史上最悪の完全失業率、極度に低下した資金需要、実質賃金のマイナスなどが同時にもたらされており、今や国民の不安はかつてないほど増大しております。

こうした事態を招いたのは、昨年初より緊縮型九年度予算をつくり、消費税率上げ、特別減税打ち切り、医療費値上げ等の九兆円負担増を強行した橋本内閣の失政によるものであることは明白であります。回復の兆しの見えた日本経済を九兆円負担増というミサイルによって撃墜させ、さらには、とどめを刺すかのように、昨年暮れ、野党の反対を押し切って強行したのが、この財革法であります。

その後の政府の景気対策の右往左往ぶり、いかなる経済理論によって経済運営を図ろうとしているのか全く見えない迷走ぶりは、日本のみなならず世界から不信を呼び、ツーリトル・ツーレート、ブレークとアクセルを同時に踏む愚行、フィナンシャルタイムズでは、ブリージングスペース、

点々と島が置かれているようで細切れだ等々の酷評の中、今日を迎えております。そのあげくの果てが、強行突破してわずか五ヵ月、後世の歴史に朝令暮改の代表例ともなるであろうこの財革法改正であります。

まことに憂うべき事態であり、政府は責任を痛感し、ざんきの思いもあるならば、今こそ、中途半端、その場しのぎの財政再建路線を根本的に改め、経済再建なくして財政再建なしとの鉄則に立ち、決然と我が野党三会派の主張する景気回復への全面展開、財革法の凍結と勇気を持って踏み出すべきであると強く主張するものであります。(拍手)

以下、反対の理由を列挙いたします。

第一は、今、我が国にとって喫緊の課題である未曾有の不況に、赤字国債発行への弾力条項の導入にすべてをゆだねるだけでは対応できないということであります。政府は、果たして景気回復を図りたいのか、財政再建をしたいのかわからぬ、メッセージなしの中途半端な改正と言わざるを得ません。

第二は、構造改革を伴わぬ一律的キャップを温存したがゆえに、最も大切な当初予算が緊縮型となるらざるを得ず、景気対策への機動性ある果敢な対策が打てないということであります。

第三に、その結果として、財革法で縛られない補正予算が当初予算と同時並行で想定され、また、構造改革を伴わぬ建設国債依存型、従来型追加予算が組まれるという構造的欠陥を常態化するということであります。補正予算の常態化が財政法二十九条の骨抜きであることは言うまでもありません。

第四に、今国民の求めている恒久減税が政府案ではできないということであります。消費の低迷

が現在の不況の主要因であり、その国民の消費は、一時的な可処分所得の増加で刺激されるのはなく、将来の不安を払拭し得る長期的な所得見通しの中で活性化されるものであり、特別減税ではなく恒久減税こそ大切であります。同時に、恒久減税は構造改革、小さな政府をもたらす一方、経済のサプライサイドにインセンティブと活力を与える経済政策として欠かせないものであります。

第五に、この財革法の根本的欠陥、キャップをかけただけで、我が国に不可欠な構造改革に全く踏み込んでいない点であります。

第六に、二〇〇三年から二〇〇五年に目標年次を延長するといつても、確たる根拠が見えず、要調整額の試算等を見ても既に破綻が予想されています。

第七に、財政改革で最も大事な構造的な歳出削減、行政改革についての展望と意欲が全く見えないということであります。

なお、内閣提出の減税三法は、細切れの特別減税の域を超えるものではなく、我々の主張している恒久減税とはその姿勢が大きく異なるものであり、反対であります。

財政構造改革を全うする上で銘記しなければならないのは、財政赤字の解消を低迷する経済の中で達成した国はないという事実であります。現在のようないくつかのコンプレックス型の不況の中で、なおかつクラウディングアウトも起きていないときには、財政を拡張的に運営するのが経済政策の鉄則であります。弾力条項のみによる中途半端な財革法の改正は直ちにやめて、我々の主張するように、財革法を凍結し、今こそ集中的な

財政政策、景気対策を優先させることが、眞の責

任、リーダーシップであることを訴え、討論を終ります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 鈴木淑夫君。

〔鈴木淑夫君登壇〕

○鈴木淑夫君 私は、自由党を代表し、政府提出、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案外特別減税関係二法案に反対し、政府提出、中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案に賛成する立場から討論いたします。

財政構造改革法は、昨年十一月末、三洋証券、山一証券、拓銀が破綻するなど、金融危機が深刻化している最中に、我々の反対を押しつけて橋本総理が強引に成立させた法律案であります。その後、日本経済は、我々が指摘したとおり、鉱工業生産の水準は一割も落ち込み、倒産件数、金額と完全失業率は戦後最高水準を更新し続け、まさに目を覆うばかりであります。

橋本内閣が見通しを誤って財革法を成立させたフレ型の九八年度当初予算を組みさえしなければ、倒産しなくともよかつたはずの企業が倒産し、失業しなくともよかつたはずの人々が失業して、いるのであります。まさに橋本不況は人災であります。みずから招いた不況について、いまだに国民に対し反省も謝罪もありません。橋本総理

案に反対する理由を整理して申し上げます。

まず、今回の改正案によつてもそのまま残されている財政構造改革法の根本的な問題点を申し上げます。

それは、キャップ制によって歳出項目の抑制、繰り延べを定め、財政赤字削減の帳じり合わせをしただけで、財政の構造を改革するという視点も、また、そのマクロ経済への影響と税収へのね返りを考えるという視点も全くないことであります。単なる歳出繰り延べを構造改革や財政収支改善とすりかえ、「こまかしてはなりません。

今回の改正により社会保障関係費のみを特別扱いしておりますが、高齢化が進展するのは何をもとしや来年だけではありません。社会保障にせよ

公共事業にせよ、その制度的構造に切り込んで合理的に改革し、むだを排除したとき、初めて構造的支出削減となります。また、そのような支出削

減のデフレ効果をどのような手段によって帳消しし、税収を確保するかを同時に組み込んだとき、初めて財政再建となるのであります。

このようないくつかの視点から見ると、この改正案によつても、財革法は財政構造改革の名に値しないのは

一日瞭然であります。それどころか、かえって古

く経済再建なくして財政再建はありません。自由党は、今世紀の残された三年間を経済再建、経済構造改革のための集中改革期間とし、一、所得、法人課税の十兆円減税により、個人の可処分所得と企業の税引き後利益をふやして国民の勤労意欲と企業の投資意欲を刺激し、二、土地含み益との損益通算を時限的に認めて不良債権の一挙償却を実施し、三、規制緩和を徹底し、行政改革と地方分権を促進するなどの三つの基本政策によりまして、サプライサイドから民力を回復する抜本的な経済改革を行い、民需主導型の持続的成長を実現することを提案しております。その上で、二十一世紀の初頭から、簡素で効率的な政府の実現によって浮いてくる財源と民力中心のたくましい

きません。

例えば、今回、実質GDP成長率が二四半期連続して一%未満の場合赤字国債の発行を強力化するとしておりますが、その結果、一%を上回ったときは再び集中改革期間に戻り、やみくもに歳出削減を再開することになります。これでは、一%成長を挟み、ばらまき的刺激と財政の帳じり合わせの緊縮、これを繰り返すストップ・アンド・ゴー政策となります。この結果、日本経済は、二〇〇五年まで、一%を中心とする低成長という形でグロースリセッション、低成長下の不況に苦しみ続けることになるでしょう。

このような悲惨な長期予測のもとで、どうして消費者や企業のコンフィデンスが回復するでしょうか。まずは財政構造改革法の施行を停止した上で、真の財政構造改革、財政再建を断行すべきであります。

経済再建なくして財政再建はありません。自由党は、今世紀の残された三年間を経済再建、経

済構造改革のための集中改革期間とし、一、所得、法人課税の十兆円減税により、個人の可処分所得と企業の税引き後利益をふやして国民の勤労意欲と企業の投資意欲を刺激し、二、土地含み益との損益通算を時限的に認めて不良債権の一挙償却を実施し、三、規制緩和を徹底し、行政改革と

地方分権を促進するなどの三つの基本政策によりまして、サプライサイドから民力を回復する抜本的な経済改革を行い、民需主導型の持続的成長を

実現することを提案しております。その上で、二十一世紀の初頭から、簡素で効率的な政府の実現によって浮いてくる財源と民力中心のたくましい

財政政策、景気対策を優先させることが、眞の責任、リーダーシップであることを訴え、討論を終ります。(拍手)

さて、ここで、政府提出の財政構造改革法改正

政府の財政構造改革法は、今述べたように、根本の発想が間違っています。改正案によって目標年次を繰り延べてみても、特例公債発行枠を弾力化してみて、財政再建も財政構造改革も達成できません。

私は、まず、みずから責任を明確にするため、潔くおやめになるのが議院内閣制の常道であります。(拍手)

さて、ここで、政府提出の財政構造改革法改正

官 報 (号 外)

を完結すべきであると考えております。(拍手)
ところで、特別減税関係法案に反対する理由を出
しておきます。

政府・与党は、いまだに特別減税でこの日本での危機的状況が救えると考えており、危機感の欠如を理由に余るものがあります。特別減税は、戻し税方式のばらまき減税で、政策理念のかけらもない上、期間経過後に増税が待ち構えている増税予生つき減税であります。将来の増税につながるといふ懸念から、減税資金は消費に回らず、財政の悪化を招くのみであり、かえって先行き不安をあおることになります。

最後に、政府提出、中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案には賛成する旨を申し添え、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 呂玉健次君登壇

(呂玉健次君登壇)

○呂玉健次君 私は、日本共産党を代表して、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案外三案については反対、中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案及び民主党平和・改革、自由党提出の財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案に対し賛成の討論をいたします。(拍手)

卷之三十一

財政構造改革法がすべての野党の反対を押し
いでしょう。

となる」として積極的な意思表明がなされました。日本共産党は、三会派提出の法案に賛成いたします。(拍手)

10 of 10

最後に、今年度予算成立直後の総合経済対策の提起及び財革法の改正は、橋本内閣の経済政策が

全面的に破綻したことの自己表明にほかなりませ
る。脇は内閣は直ら二段車（解散・總選舉）こと

根本内閣は直ちに退陣し、解説・総選舉によ
り國民の判断を仰ぐべきであることを強く主張

し、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて討論は終局いた

しました。

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入れま

す。

まず、日程第一、伊藤英成君外八名提出、財政

構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律

る法律案は一括採決いたします。

際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起

立を求めます。

○議長(伊藤副) 起立多数。左の如き本案

は否決されました。

次に、日程第一、内閣提出、財政構造改革の推

進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に

つき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案

を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白

票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

[會員投票]

○議長(伊藤宗一郎君) 投票漏れはありません

開票。——議場開鎖。

投票を計算させます。

講長(伊藤宗一郎君) 投

ら報告させます。

投票總數 四百七十七

可とする者(白票)

○議長(伊藤宗一郎君)

政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

安倍	逢沢	赤城	一郎君	晋三君
飯島	麻生	太郎君	徳彦君	
石川	荒井	広幸君		
石破	伊藤	公介君		
茂君	忠義君	要三君		
相沢	甘利	浅野	愛知	英之君
石橋	井奥	勝人君	和男君	
池田	伊吹	明君		
石鷄	貞雄君			
岳君	文明君			
一弥君	行彦君			

栗本慎一郎君	小杉 隆君
谷垣 谷垣	小林 多門君
棚橋 武部	古賀 正浩君
高橋 高橋	河野 洋平君
田中 一郎君	高村 正彦君
田中 義孝君	佐藤 孝行君
田中 鈴木君	佐藤 剛男君
田中 関谷	斎藤 斗志二君
田中 和徳君	阪上 善秀君
田中 真紀子君	桜井 新君
田野漸良太郎君	桜田 義孝君
高市 早苗君	自見庄三郎君
竹下 登君	島村 宜伸君
高橋 一郎君	下村 博文君
谷垣 勤君	新藤 義孝君
棚橋 泰又君	杉浦 正健君
高橋 一郎君	鈴木 俊一君
谷垣 孝君	鈴木 宗男君
近岡理一郎君	勝嗣君

小泉純一郎君　河本三郎君　佐田玄一郎君　佐藤太郎君　河野古賀誠君　佐藤静雄君　佐藤勉君　坂井隆憲君　櫻井郁三君　櫻内義雄君　白川幸夫君　下地幹郎君　杉山勝彦君　菅恒夫君　砂田圭佑君　園田修光君　田中昭一君　田邊國男君　高鳥憲久君　谷瀬実君　橋本直君　谷川和穂君　玉沢徳一郎君　中馬弘毅君

津島	東家	嘉幸君
中曾根康弘君	中尾	榮一君
中川秀直君	中川	
成彬君	中山	
正治君	仲村	
雄哉君	丹羽	
司君	西田	
匠君	根本	
廣務君	野田	
聖子君	葉梨	
信行君	野中	
教嚴君	萩山	
靖一君	浜田	
義郎君	林	
左右君	原田昇	
仁君	桧田	
赴天君	平沼	
隆司君	深谷	
信彦君	福永	
孝生君	藤波	
孝治君	二田	
圭司君	古屋	
良行君	堀内	
光雄君	牧野	
隆守君	町村	
信孝君	松下	
忠洋君		

戸井田	徹君	虎島	和夫君
中川	昭一君	中島洋次郎君	中島洋次郎君
中谷	元君	中山	利生君
中村正三郎君		中山	正暉君
		長勢	甚遠君
		西川	公也君
		能勢	和子君
		額賀福志郎君	
		野田	実君
		野呂田芳成君	
		萩野	浩基君
		蓮美	進君
		林	幹雄君
		原	健三郎君
		原田	義昭君
		平沢	勝榮君
		福田	鴻三君
		平林	康夫君
		藤井	孝男君
		船田	元君
		保利	耕輔君
		細田	博之君
		増田	孝雄君
		松岡	敏男君
松永	利勝君	堀之内久男君	
光君			

官 報 (号 外)

平成十年五月二十一日 衆議院会議録第四十一号

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案外五案

松本 御法川英文君
和那君 三ツ林弥太郎君
宮路 宮島
和明君 大典君
村岡 嘉文君
兼造君 武藤
村山 森
達雄君 森田
持永 和見君 敏充君
茂木 喜朗君
敏充君 喜朗君
八代 森田
英太君 一君
谷津 柳沢
義男君 伯夫君
山崎 山口
拓君 俊一君
山中 山本
幸三君 貞則君
与謝野 道君
馨君 建三君
吉川 伊藤
貴盛君 茂君
綿貫 渡辺
民輔君 博道君
土井たか子君 中西
健君 北沢
清功君 濱田
辰人君 保坂

三塚	松本	宮澤	喜一君	村上誠一郎君	村井	仁君
博君	純君	宮下	創平君	吉隆君	吉隆君	吉隆君
富本	一三君	森田	健作君	信君	望月	義夫君
富下	創平君	森山	眞弓君		英介君	
前島	秀行君	森田	保岡		矢上	雅義君
深田	泰子君	柳本	興治君		柳本	泰明君
島田健治郎君		山口	卓治君		山口	泰明君
中川	智子君	山本	徳夫君		山下	卓治君
辻元	清美君	山本	公一君		山本	徳夫君
上原	康助君	山本	有二君		横内	正明君
秋葉	忠利君	渡辺	具能君		吉田六左門君	
渡辺	喜美君	吉田六左門君				

否とする議員の出名

横光	武村	岩浅	赤松	佐藤謙一郎君
武村	正義君	左藤	伊藤	忠治君
嘉仁君	惠君	池田	元久君	元久君
惠君	登生君	石井	絃基君	絳子君
中村喜四郎君		石毛	哲人君	幸男君
		岩國	上田	清司君
		上田	枝野	章宏君
		枝野	大畠	敬和君
		大畠	奥田	海江田万里君
		奥田	金田	誠一君
		金田	菅	真人君
		菅	北脇	保之君
		北脇	桑原	豊君
		桑原	小平	忠正君
		小平	木幡	弘道君
		木幡	五島	正規君
		五島	近藤	昭一君
		近藤	島	正光君
		島	仙谷	由人君
		仙谷	城島	甲君
		城島	田中	田中

辻	玉置	一弥君	一弥君
中川	正春君	吉雄君	吉雄君
中沢	健次君	鳩山由紀夫君	鳩山由紀夫君
永井	英慈君	肥田美代子君	肥田美代子君
葉山	峻君	鉢呂	鉢呂
福岡	宗也君	藤村	細川
前原	誠司君	前原	前原
松沢	成文君	松本	吉田
山元	孝史君	山本	赤羽
松本	龍君	吉田	渡辺
山本	勉君	吉田	井上
吉田	治君	赤羽	石田
吉田	一嘉君	一嘉君	市川
吉田	勝之君	勝之君	河上
吉田	義久君	良大君	太田
吉田	治君	和良君	太田
吉田	善徳君	良大君	木村
吉田	一嘉君	昭宏君	太郎君
吉田	順一君	豊智君	道山和泰君

草川 齊藤 白保 三君
昭二君 鉄夫君 富沢 並木
前田 福島 顺治君
宮地 福島 正芳君
若松 豊君
青木 篤経君
宏之君
謙維君
正介君
東 一川 保夫君
祥三君
小沢 一郎君
加藤 六月君
小池 百合子君
佐藤 茂樹君
菅原脅重郎君
武山百合子君
谷口 隆義君
中西 啓介君
二階 俊博君
西川太一郎君
野田 伸明君
二見 淳君
三沢 等史君
米津 金子
石井 郁子君
金子 満広君
児玉 健次君

倉田 坂口 正広君
田端 富田 茂之君
西川 知雄君
平田 冬柴 鐵三君
丸谷 佳織君
山中 安倍 米男君
石垣 雄子君
青山 基雄君
岡島 丘君
江崎 鐵磨君
久保 哲司君
佐々木洋平君
塩田 淑夫君
鈴木 拓也君
達増 治君
中井 一君
中村 銳一君
西 豊君
西田 義君
藤井 幸弘君
松浪 健四郎君
吉田 裕久君
鰐淵 俊之君
大森 猛君
木島 日出夫君
穀田 恵二君

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律
(平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法の一部改正)
第一条 平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成十年法律第一号)の一部を次のよう改定する。

第二条 第三号中「第八条の三第四項後段、第八条の四第一項後段」を「第八条の三第四項第一号、第八条の五第一項後段」に改め、「第十条の六第四項」の下に「第十条の七第三項から第五項まで及び第十一項」を加え、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 主たる給与等 所得税法第一百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した給与等の支払者から支払を受ける給与等をいう。

第二条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 予定納税基準額 所得税法第一百四条第一項に規定する予定納税基準額をいう。

第一条に次の一号を加える。

十一 特定公的年金等 所得税法第一百三条の五第四項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の際に経由した公的年金等の支払者から支払を受ける公的年金等をいう。

第四条中「一万八千円」を「三万八千円」に、「九千円」を「一万九千円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(居住者の平成十年分の所得税に係る予定納税額の納期等の特例)
第四条の二 居住者の平成十年分の所得税に係る予定納税額(所得税法第二条第一項第三十号に規定する予定納税額をいう。以下この条及び第八条において同じ。)の納期、予定納税額の計算の基準日、予定納税額を納付すべき居住者及び特別農業所得者(同項第三十五号に規定する特別農業所得者をいう。以下この条及び第八条において同じ。)に係る判定の日、予定納税基準額及び予定納税額の通知の期限、予定納税額を納付すべき特別農業所得者であるとの見込みの承認の申請の期限並びに予定納税額の減額の承認の申請の期限については、次に定めるところによる。

一 所得税法第一百四条の規定の適用について
は、同条第一項中「その年五月一日」とあるのは「平成十年八月一日」と、「その年十一月一日」とあるのは「同年十一月一日」とする。

二 所得税法第一百五条の規定の適用について
は、同条中「その年五月十五日」とあるのは「平成十年六月十五日」と、「その年六月三十日」とあるのは「同年七月三十一日」と、「その年七月十五日」とあるのは「平成十年七月二十一日」と、「その年八月十五日」と、同条第三項中「その年六月十五日」とあるのは「平成十年七月十五日」とする。

第五条第一項を次のように改める。
居住者(所得税法第一百七条第一項各号に掲げる居住者を除く。)の平成十年分の所得税に係る前条第一号の規定により読み替えて適用される同法第一百四条第一項の規定により同項に規定する第一期において納付すべき所得税額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項及び次項において「控除前第一期予定納税額」という。)から予定納税特別減税額が当該控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該予定納税特別減税額が当該控除前第一期予定納税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該控除前第一期予

四 所得税法第一百八条の規定の適用について
は、同条中「その年五月一日又はその年九月十五日」とあるのは、「平成十年六月一日又は同年九月十五日」とする。

五 所得税法第一百十条の規定の適用について
は、同条第一項中「その年五月一日」とあるのは「平成十年六月一日」と、同条第二項中「その年五月十五日」とあるのは「平成十年六月十五日」と、「その年五月十六日」と、同条第四項中「その年五月十五日」とあるのは「平成十年六月一日」と、「その年六月十五日」とあるのは「平成十年八月一日」と、「その年十一月一日」とあるのは「同年十一月一日」とする。

六 所得税法第一百十一条の規定の適用について
ては、同条第一項中「その年六月二十日」とあるのは「平成十年七月二十一日」と、「その年七月十五日」とあるのは「同年八月十五日」と、「その年八月十五日」と、同条第三項中「その年六月十五日」とあるのは「平成十年七月十五日」とする。

第五条第一項を次のように改める。
居住者(所得税法第一百七条第一項各号に掲げる居住者を除く。)の平成十年分の所得税に係る前条第一号の規定により読み替えて適用される同法第一百四条第一項の規定により同項に規定する第一期において納付すべき所得税額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項において「控除前第一期予定納税額」という。)において納付すべき所得税額を控除しきれない金額(以下この項において「控除未済予定納税額」という。)があるときは、前条第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第一百四条第一項の規定により同項に規定する第二期(次項において「第二期」という。)において納付すべき所得税額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項において「控除前第二期予定納税額」という。)において納付すべき所得税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該控除前第一期予定納税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該控除前第一期予定納税額に相当する金額とする。

定納税額に相当する金額とする。

第五条第四項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に、「第一項各号」を「第一項」に、「それぞれ所得税法第一百四条第一項又は」を「所得税法第一百四条第一項の規定により納付すべき所得税の額と、第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は同法」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前二項に、「一万八千円」を「三万八千円」に改め、「(所得税法第一百四条第一項に規定する予定納税基準額をい。)を削り、「九千円」を「一万九千円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「同条の規定の適用については、」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、予定納税特別減税額を控除前第一期予定納税額から控除してもなお控除しきれない金額(以下この項において「控除未済予定納税額」という。)があるときは、前条第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第一百四条第一項の規定により同項に規定する第二期(次項において「第二期」という。)において納付すべき所得税額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項において「控除前第二期予定納税額」という。)において納付すべき所得税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該控除前第一期予定納税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該控除前第一期予定納税額に相当する金額とする。

第八条中「前二条」を「第四条の二から前条まで」に、「(所得税法第二条第一項第三十六号に規定する予定納税額をいう。)」を「の納期、予定納税基準額の計算の基準日、予定納税額を納付すべき非居住者及び特別農業所得者に係る判定の日、予定納税基準額及び予定納税額の通知の期限、予定納税額を納付すべき特別農業所得者であるとの見込みの承認の申請の期限、予定納税額の減額の承認の申請の期限、予定納税額に改める。

第九条第一項中〔所得稅法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した給与等の支払者から支払を受ける給与等をいう。以下この項及び次項において同じ。〕を削り、「同法第百九十一条」を次条第一項又は所得稅法第百九十一条に、「当初控除適用給与等」を「第一回目当初控除適用給与等」と、「給与特別減税額」を「当初給与特別減税額」と改め、同条第一項を次のように改める。

2 前項の場合において、当初給与特別減税額を第一回目当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額(以下この項及び第四項において「第一回目控除未済当初給与特別減税額」という。)があるときは、当該第一回目控除未済当初給与特別減税額を、前項の居住者が第一回目当初控除適用給与等の支払を受けた日後に当該第一回目当初控除適用給与等の支払者から支払を受ける平成十年中の主たる給与等(次条第一項若しくは第二項の規定又は所得税法第百九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「第一回目以降当

「初控除適用給与等」という。()につき同法第四編第一章第一節の規定により徴収すべき所得の額に相当する金額(以下この項において「第二回目以降当初控除適用給与等」に係る控除前源泉徴収税額)といふ。)から順次控除(それが他の第一回目以降当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。)をした金額に相当する金額をもつて、それぞれの第二回目以降当初控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得

第九条第三項中「給与特別減税額」を「当初給与特別減税額」に、「当初控除適用給与等」を「第一回目当初控除適用給与等」に改め、同条第五項を削り、「同条第四項中「又は第二項」を「第二項又は第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

4 平成十年二月一日において給与等の支払者(以下この項及び次項において「当初控除基準

支払を受ける者である居住者(以下この項及び次項において「当初控除基準日在職者」という。)が、当該当初控除基準日給与支払者から第一回目当初控除適用給与等の支払を受けた日後に当該当初控除基準日給与支払者以外の者(以下「」の項及び次項において「他の給与支払者」という。)から同年中の主たる給与等の支払を受けることとなる場合(次条第四項の規定の適用がある場合を除く。)において、当該当初控除基準日在職者に係る第一回目控除未済当初給与特別減税額(第二項の規定の適用があった場合には、当該第一回目控除未済

当初給与特別減税額から同項の規定による控除をした金額の合計額を控除した後の金額。以下この項及び次項において「引継控除未済当初給与特別減税額」という。があるときは、当該当初控除基準日在職者が当該他の給与支払者から最初に支払を受ける同年中の主たる給与等(同条第一項又は所得税法第百九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「異動後の第一回目当初控除適用給与等」という。)につき同法第四編第二章第一節の規定により徵収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項において「異動後の第一回目当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から当該引継控除未済当初給与特別減税額(当該引継控除未済当初給与特別減税額が当該異動後の第一回目当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額を超える場合には、当該異動後の第一回目当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額)を控除した金額に相当する金額とし、当該控除をしてもなお控除しきれない引継控除未済当初給与特別減税額がある場合には、当該控除しきれない引継控除未済当初給与特別減税額を、当該異動後の第一回目当初控除適用給与等の支払を受けた日後に当該他の給与支払者から支払を受ける同年中の主たる給与等(次条第一項若しくは第二項の規定又は同法第一百九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「異動後の第二回目以降当初控除適用給与等」という。)につき同節の規定により徵収すべき所得税の額に相当する金

額(以下この項において「異動後の第一回目以降当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から順次控除(それぞれの異動後の第二回目以降当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。)をした金額に相当する金額をもって、それぞれの異動後の第一回目以降当初控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税の額とする。

(居住者の平成十年八月以後に支払われる同年中の給与等に係る特別減税の額の控除)第九条の二 平成十年八月一日において給与等の支払者から主たる給与等の支払を受ける者である居住者の同日以後最初に当該支払者が支払を受ける同年中の主たる給与等(所得税法第百九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「第一回目追加控除適用給与等」という。)につき同法第四編第二章第一節の規定により徵收すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下の項及び次項において「第一回目追加控除

適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」といふ。)から追加給与特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該追加給与特別減税額が当該第一回目追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該第一回目追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

前項の場合において、追加給与特別減税額を第一回目追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額(以下この項及び第四項において「第一回目控除未済追加給与特別減税額」という。)があるときは、当該第一回目控除未済追加給与特別減税額を、前項の居住者が第一回目追加控除適用給与等の支払を受けた日後に当該第一回目追加控除適用給与等の支払者から支払を受ける平成十年中の主たる給与等(所得税法第二百九十条の規定の適用を受けるもの)を除く。以下この項において「第一回目以降追加控除適用給与等」という。)につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額(以下この項において「第二回目以降追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から順次控除(それぞれの第二回目以降追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。)をした金額に相当する金額をもって、それぞれの第二回目以降追加控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税の額とする。

二万円(第一回目追加控除適用給与等につき
所得税法第四編第二章第一節の規定)により徵
収すべき所得税の額の計算の基礎となる同法
第百八十五条第一項第一号に規定する主たる
給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族で
ある控除対象配偶者又は扶養親族(政令で定
めるものに限る。)がある場合には、二万円に
当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき
一万円を加算した金額。以下この項及び第五
項において「基本追加給与特別減税額」とい
う。)とする。この場合において、平成十年七
月三十一日において第一項の居住者に係る前
条第二項に規定する第一回目控除未済当初給
与特別減税額(同項の規定の適用があつた場
合には、当該第一回目控除未済当初給与特別
減税額から同項の規定による控除をした金額
の合計額を控除した後の金額。以下この項に
おいて同じ。)又は同条第四項に規定する引継
控除未済当初給与特別減税額(同項の規定の
適用があつた場合には、当該引継控除未済當
初給与特別減税額から同項の規定による控除
をした金額の合計額を控除した後の金額。以
下この項において同じ。)があるときは、追加
給与特別減税額は、当該基本追加給与特別減
税額に当該第一回目控除未済当初給与特別減
税額又は引継控除未済当初給与特別減税額を
加算した金額とする。

(う)が、当該追加控除基準日給与支払者から第一回目追加控除基準日給与支払者以外の日後に当該追加控除適用給与等の支払を受けた者(以下この項及び次項において「他の給与支払者」という。)から同年中の主たる給与等の支払を受けることとなる場合において、当該追加控除基準日在職者に係る第一回目控除未済追加給与特別減税額から同項の規定による控除をした金額の合計額を控除した後の金額。以下この項及び次項において「引継控除未済追加給与特別減税額」という。)があるときは、当該追加控除基準日在職者が当該他の給与支払者から最初に支払を受ける同年中の主たる給与等(所得税法第百九十条の規定の適用を受けるもの)を除く。(以下この項において「異動後的第一回目追加控除適用給与等」という。)につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項において「異動後の第一次追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から当該引継控除未済追加給与特別減税額(当該引継控除未済追加給与特別減税額が当該異動後的第一回目追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とし、当該控除をてもなお控除しきれない引継控除未済追加給与特別減税額がある場合は、当該控除しきれない引継控除未済

回目追加控除適用給与等の支払を受けた日後に当該他の給与支払者から支払を受ける同年中の主たる給与等(同法第一百九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「異動後の第二回目以降追加控除適用給与等」という。)につき同節の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額(以下この項において「異動後の第二回目以降追加控除適用給与等」という。)に係る控除前源泉徴収税額(とう)から順次控除(それぞれの異動後の第二回目以降追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額)と用給与等に係る控除前源泉徴収税額(とう)を泉徴収税額に相当する金額を限度とする。)をした金額に相当する金額をもって、それぞれの異動後の第二回目以降追加控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税の額とする。

関する法令の規定の適用については、第一項、第二項又は第四項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額とみなす。

第十条第二項中「一万八千円」を「三万八千円」に、「九千円」を「一万九千円」に改める。

第十一條第一項中「所导致去第二百二十三条の五

第四項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の際に経由した公的年金等の

支払者から支払を受ける公的年金等をいう。以下この項及び次項において同じ。」を削り、「特定公的年金等」の下に「次条第一項の規定の適用を受けるものを除く。」を加え、「当初控除適用公的年金等」を「第一回目当初控除適用公的年金等」に、「同法」を「所得税法」に、「年金特別減税」

「税額」を「当初年金特別減税額」に改め、同条第一項を次のように改める。

徴収すべき所得税の額に相当する金額(以下この項において「第一回目以降当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額」といふ。)から順次控除(それぞれの第二回目以降当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。)をした金額に相当する金額をもって、それぞれの第二回目以降当初控除適用公的年金等につき同章の規定により徴収すべき所得税の額とす る。

第十一条第三項中「年金特別減税額」を「当初年金特別減税額」に、「当初控除適用公的年金等」を「第一回目当初控除適用公的年金等」に改め、同条第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(居住者の平成十年八月以後に支払われる同年中の公的年金等に係る特別減税の額の控

した金額に相当する金額とする。この場合において、当該追加年金特別減税額が当該第一回目追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該第一回目追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

2 前項の場合において、追加年金特別減税額を第一回目追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額(以下この項において「第一回目控除未済追加年金特別減税額」という。)があるときは、当該第一回目控除未済追加年金特別減税額を、前項の居住者が第一回目追加控除適用公的年金等の支払を受けた日後に当該第一回目追加控除適用公的年金等の支払者から支払を受ける平成十年中の特定公的年金等(以下この項において「第二回目以降追加控除

徴収すべき所得税の額の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、二万円に当該控除対象配偶者又は扶養親族につき一万円を加算した金額。以下この項において「基本追加年金特別減税額」という。とする。この場合において、追加控除基準日の前日において第一項の居住者に係る前条第二項に規定する第一回目控除未済当初年金特別減税額(同項の規定の適用があつた場合は、当該第一回目控除未済当初年金特別減税額から同項の規定による控除をした金額の合計額を控除した後の金額。以下この項において同じ。)があるときは、追加年金特別減税額は、当該基本追加年金特別減税額に当該第一回目控除未済当初年金特別減税額を加算した金額とする。

2 前項の場合において、当初年金特別減税額を第一回目当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額から控除してなお控除しきれない金額(以下この項において「第一回目控除未済当初年金特別減税額」という。)があるときは、当該第一回目控除未済当初年金特

別添税額を、前項の居住者が第一回目当初控除適用公的年金等の支払を受けた日後に当該第一回目当初控除適用公的年金等の支払者がから支払を受ける平成十年中の特定公的年金等(次条第一項又は第二項の規定の適用を受けるもの)を除く。以下この項において「第二回以降当初控除適用公的年金等」という。)につき所得税法第四編第三章の二の規定により

徴収すべき所得税の額に相当する金額(以下この項において「第一回目以降当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から順次控除(それぞれの第二回目以降当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。)をした金額に相当する金額をもって、それぞれの第二回目以降当初控除適用公的年金等につき同章の規定により徴収すべき所得税の額とする。

第十一条第三項中「年金特別減税額」を「当初年金特別減税額」に、「当初控除適用公的年金等」を「第一回目当初控除適用公的年金等」に改め、同条第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(居住者の平成十年八月以後に支払われる同年中の公的年金等に係る特別減税の額の控除)

第十一条の二 平成十年八月一日(政令で定める公的年金等にあっては、政令で定める日。)以下この項及び第三項において「追加控除基準日」という。)において公的年金等の支払者から特定公的年金等の支払を受けける者である居住者の当該追加控除基準日以後最初に当該支払者から支払を受ける同年中の特定公的年金等(以下この条において「第一回目追加控除適用公的年金等」という。)につき所得税法第四編第二章の二の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項及び次項において「第一回目追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から追加年金特別減税額を控除

した金額に相当する金額とする。この場合において、当該追加年金特別減税額が当該第一回目追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該第一回目追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

2 前項の場合において、追加年金特別減税額を第一回目追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額(以下「の」の項において「第一回目控除未済追加年金特別減税額」という。)があるときは、当該第一回目控除未済追加年金特別減税額を、前項の居住者が第一回目追加控除適用公的年金等の支払を受けた日後に当該第一回目追加控除適用公的年金等の支払者から支払を受ける平成十年中の特定公的年金等(以下「の」の項において「第二回目以降追加控除適用公的年金等」という。)につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額(以下この項において「第二回目以降追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から順次控除(それぞれの第二回目以降追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。)をした金額に相当する金額をもって、それぞれの第二回目以降追加控除適用公的年金等につき同章の規定により徴収すべき所得税の額とする。

3 前二項に規定する追加年金特別減税額は、一円(第一回目追加控除適用公的年金等につき所得税法第四編第三章の二の規定により

徵収すべき所得税の額の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、二万円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき一万円を加算した金額。(以下この項において「基本追加年金特別減税額」という。)とする。この場合において、追加控除基準日の前日において第一項の居住者に係る前条第二項に規定する第一回目控除未済当初年金特別減税額(同項の規定の適用があった場合にあつては、当該第一回目控除未済当初年金特別減税額から同項の規定による控除をした金額の会計額を控除した後の金額。以下この項において同じ。)があるときは、追加年金特別減税額は、当該基本追加年金特別減税額に当該第一回目控除未済当初年金特別減税額を加算した金額とする。

「第十条の七」に改める。

第十条の二第一項及び第三項中「第十二条」を「第十条の七」に改め、同条第四項中「又は第十二条の五第四項」を、「第十条の五第四項又は第十二条の七第四項」に改める。

第十条の四第一項及び第三項中「第十二条」を「第十条の七」に改め、同条第四項中「場合に限る」を「場合に限るものとし、第十条の七第四項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く」に、「同項第六号」を「第一項第六号」に改める。

第十条の五第一項及び第三項中「第十二条」を「第十条の七」に改め、同条第四項中「場合に限る」を「場合に限るものとし、第十条の七第四項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く」に改める。

第十条の六の次に次の二条を加える。

(中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の七 第十条第三項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、平成十年六月一日から平成十一年五月三十日までの期間(第三項及び第四項において「指定期間」という。)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価却資産(第一号に掲げる減価却資産(第一号に掲げる減価却資産について大蔵省令で定める規模のものに限る。以下第四項まで及び第七項において「特定機械装置等」という。)を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用(第二号に規定する事業を営む者で政令で定めるもの以外の者の貸付けの用を除く。)に供するものとして大蔵省令で定めるものに限る。)

一 機械及び装置並びに器具及び備品(器具及び備品については、事務処理の能率化等に資するものとして大蔵省令で定めるものに限る。)

二 車両及び運搬具(貨物の運送の用に供される自動車で長距離輸送の効率化等に資するものとして大蔵省令で定めるものに限る。)

三 政令で定める海上運送業の用に供される船舶

く。以下の条において「指定事業の用」とい

う。)に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等(次条から第十六条まで(第十二条の二第一項を除く。)の規定の適用を受けるものを除く。)の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相

り計算した償却費の額とその取得価額(第三号に掲げる減価却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

3 第二項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところに當る。)には、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該減価却資産(同項第一号に掲げる減価却資産に限る。)には、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該減価却資産(同項第一号に掲げる減価却資産に限る。)の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額(以下この項及び第六項において「リース税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年におけるリース税額控除限度額の百分の七に相当する金額(以下この項及び第六項において「リース税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年におけるリース税額控除限度額が、当該個人の当該供用年におけるリース税額控除限度額に相当する金額がある場合には、当該金額を控除した残額を超えるときは、その控除を受け

2 前項の規定により当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定機械装置等を指定事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額

額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるかわらず、当該特定機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相

当する金額とすることができる。

4 第二項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない同項第一号又は第二号に掲げる減価却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借(政令で定める要件を満たすものに限る。)を

して、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した場合(その指定事業の用に供した日の属する年の十二月三十一日まで引き続き、当該指定事業の用に供している場合に限る。)には、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該減価却資産(同項第一号に掲げる減価却資産に限る。)には、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより計算した金額の合計額(以下この項及び第六項において「リース税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年におけるリース税額控除限度額の百分の七に相当する金額(以下この項及び第六項において「リース税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年におけるリース税額控除限度額が、当該個人の当該供用年におけるリース税額控除限度額に相当する金額がある場合には、当該金額を控除した残額を超えるときは、その控除を受け

控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 青色申告書を提出する個人が、その年(事業を廃止した日の属する年を除く)において

繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除す

る。この場合において、当該個人のその年ににおける繰越税額控除限度超過額が当該個人の

その年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額(その年においてその指

定事業の用に供した減価償却資産につき第三項又は前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額があ

る場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該

百分の二十に相当する金額を限度とする。

6 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年(当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。)における税額控除限度額又はリース税額控除限度額のうち、第三項又は第四項の規定による控除をしてなお控除しきれない金額の合計額(その年の前年において同項の規定の適用を受けた減価償却資産をその年に供したことにより当該指定事業の用に供しなくなつた場合を除く。)には、当該減価償却資産を當該個人のその年の翌年分の

9 第五項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものと

する。

7 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これららの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、か

つ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、

これらの規定により控除される金額は、当該金額を基礎として政令で定めるところに

より計算した金額を控除した金額)をいう。

8 第三項及び第四項の規定は、確定申告書に、これららの規定による控除を受ける金額に

ついてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、

これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものと

する。

10 その年分の所得税について第三項から第五項までの規定の適用を受ける場合における所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法第十条の七第三項か

ら第五項まで(中小企業者が機械等を取得した場合等の「所得税額の特別控除」とする)。

11 第四項に規定する減価償却資産につき同項又は第五項の規定による控除を受けた個人が、その控除を受けた年の翌年以後の各年に

おいて、当該減価償却資産の賃借に係る契約において、当該減価償却資産を當該個人の當

む指定事業の用に供しなくなつた場合(事業の廃止、当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなつた場合を除く。)には、当該減価償却資産につき第四項又は第五項の規定による控除を受けた金額のうち当該指定事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額についてはこれららの規定の適用がなかつたものとし、当該個人は、当該指定事業の用に供しなくなつた日から四月以内に、第四項又は第五項の規定による控除を受けた年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

12 前項の規定を適用する場合における同項の指定事業の用に供しなくなつた減価償却資産に係る第四項又は第五項の規定による控除を受けた金額の計算の方法その他前項の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

13 第十一項に規定する場合に該当することとなつた場合において、同項の規定による修正

申告書の提出がないときは、納稅地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた

所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行ふ。

14 第十一項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、國

税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正に

ついては、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び

「法定納期期限」とあるのは「租税特別措置法第十条の七第十一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第一条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第一号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第十二条の二第一項中「平成十一年三月三十日」を「平成十一年五月三十一日」に改める。

第十二条の二第一項中「平成十一年三月三十日」を「平成十一年五月三十一日」に改める。

第十二条の二第一項中「平成十一年三月三十日」を「平成十一年五月三十一日」に改める。

第十二条の二第一項中「平成十一年三月三十日」を「平成十一年五月三十一日」に改める。

第十二条の二第一項中「平成十一年五月三十一日」を「平成十一年五月三十一日」に改める。

第十二条の二第一項中「平成十一年五月三十一日」を「平成十一年五月三十一日」に改める。

第十二条の二第一項中「平成十一年五月三十一日」を「平成十一年五月三十一日」に改める。

二項及び第三十三条の三第三項中「第十一條」を「第十条の七」に改める。

第四十一条第一項第一号中「又は平成十年」を「から平成十一年までの各年」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 適用年が平成十一年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 平成十二年十一月三十一日における住宅借入金等の合計額が千万円以下である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(2) 当該住宅借入金等の金額がすべてそ
の居住の用に供した日の属する年が平成九年である住宅の取得等に係るもの
(以下この号において「平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。)
である場合 当該住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額

(3) 当該住宅借入金等の金額がすべてそ
の居住の用に供した日の属する年が平成十年又は平成十一年である住宅の取得等に係るもの
(以下この号において「平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。)
である場合 当該住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額

(4) 当該住宅借入金等の金額が平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十
二年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る金額

イ 平成十二年十一月三十一日における住宅借入金等の合計額が千万円以下である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該住宅借入金等の金額がすべてそ
の居住の用に供した日の属する年が平成九年である住宅の取得等に係るもの
(以下この号において「平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。)
である場合 当該住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額

(2) 当該住宅借入金等の金額がすべてそ
の居住の用に供した日の属する年が平成十年又は平成十一年である住宅の取得等に係るもの
(以下この号において「平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。)
である場合 当該住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額

(3) 当該住宅借入金等の金額が平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十
二年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る金額

平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額、平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る金額

二年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合 当該平成九年居住分に係る住宅借入金等の合計額の一
・五パーセントに相当する金額、当該平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の合計額の一
・五パーセントに相当する金額及び当該平成十二年居住分に係る住宅借入金等の合計額の一
・五パーセントに相当する金額及び当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の合計額の一
・五パーセントに相当する金額

イ (4)に掲げる場合に該当する場合で
あつて平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の合計額が
平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の二
・一パーセント未満である場合 当該千万円未満である金額の二
・一パーセントに相当する金額と
当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の合計額の二
・一パーセント未満である場合 当該千万円未満である金額の二
・一パーセントに相当する金額と

平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額と当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る金額及び平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る金額から成る金額と当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の合計額の二
・一パーセント未満である場合 当該千万円未満である金額の二
・一パーセントに相当する金額と

イ (5)に掲げる場合に該当する場合で
あつて平成十二年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の合計額が
平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の二
・一パーセント未満である場合 当該千万円未満である金額の二
・一パーセントに相当する金額と

イ (6)に掲げる場合に該当する場合で
あつて平成十一年又は平成十二年居住分に係る住宅借入金等の合計額が
平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の二
・一パーセント未満である場合 当該千万円未満である金額の二
・一パーセントに相当する金額と

イ (7)に掲げる場合に該当する場合で
あつて平成十一年又は平成十二年居住分に係る住宅借入金等の合計額が
平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の二
・一パーセント未満である場合 当該千万円未満である金額の二
・一パーセントに相当する金額と

あつて平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額に

平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千万円未満である場合

イ(6)に定める金額と

千万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額

イ(7)に掲げる場合に該当する場合で

あつて平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額に

平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千万円以上であり、かつ、当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千万円未満である場合

ハ 当該千万円未満である金額の二

パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

ハ 平成十二年十二月三十一日における住

宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合

当該二千万円を超える金額に、次に掲げる金額に、次に掲げる場合に該当する場合

ハ 平成十二年十二月三十一日における住

宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合

当該二千万円を超える金額に、次に掲げる金額に、次に掲げる場合に該当する場合

ハ 平成十二年十二月三十一日における住

宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合

当該二千万円を超える金額に、次に掲げる金額に、次に掲げる場合に該当する場合

ハ 平成十二年十二月三十一日における住

宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合

当該二千万円を超える金額に、次に掲げる金額に、次に掲げる場合に該当する場合

ハ 平成十二年十二月三十一日における住

宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合

- (3) ロ(3)に掲げる場合に該当する場合
二十五万円
- (4) ロ(4)に掲げる場合に該当する場合
ロ(4)に定める金額に十万円を加えた金額
- (5) ロ(5)に掲げる場合に該当する場合
ロ(5)に定める金額に十万円を加えた金額
- (6) ロ(6)に掲げる場合に該当する場合
ロ(6)に定める金額に十万円を加えた金額
- (7) ロ(7)に掲げる場合に該当する場合
ロ(7)に定める金額に十万円を加えた金額
- (8) ロ(8)に掲げる場合に該当する場合
ロ(8)に定める金額に十万円を加えた金額

四十三条を「第四十二条の十二」に改める。

第四十二条の六第一項中「第四十二条」を「第

四十二条の十二」に改め、同条第二項中「第四

二条の十一第一項」の下に「第四十二条の十二

第二項から第四項まで及び第六項」を加え、「第

四十三条を「第四十二条の十二」に改め、同条

第三項中「又は第四十二条の十二第一項」を「第

四十二条の十第二項又は第四十二条の十二第三

項」に改め、同条第六項中「第四十二条の十第五

項」の下に「第四十二条の十二第六項」を加え

る。

第四十二条の七第一項中「第四十三条」を「第

四十二条の十二」に改め、同条第二項中「第四

二条の十一第一項」の下に「第四十二条の十二

第二項から第四項まで及び第六項」を加え、「第

四十三条を「第四十二条の十二」に改め、同条

第三項中「場合に限る」を「場合に限るものと

し、第四十二条の十二第三項の規定の適用を受

けるものに係る場合を除く」に改め、同条第六

項中「第四十二条の十第五項」の下に「第四

二条の十二第六項」を加える。

第四十二条の八第一項中「第四十三条」を「第

四十二条の十二」に改め、同条第一項中「第四

二条の十一第一項」の下に「第四十二条の十二

第二項から第四項まで及び第六項」を加え、「第

四十三条を「第四十二条の十二」に改め、同条

第三項中「第四十二条の十第一项」の下に「又は

第四十二条の十二第三項」を加え、同条第六項

中「第四十二条の十第五項」の下に「第四十二

条の十二第六項」を加える。

第四十二条の九第一項中「第四十二条の十二

第二項から第四項まで及び第六項」を加え、「第

四十二条の十二」に改め、同条第一項中「第四

二条の十一第一項」の下に「第四十二条の十二

第二項」の下に「第四十二条の十二第二項から

第四項まで及び第六項」を加え、「第四十二条」を「第四十二条の十二」に改める。

第四十二条の十第一項中「次条第二項」の下に

「第四十二条の十二第二項から第四項まで及

び第六項」を加え、「第四十三条」を「第四十二条」に改め、同条第一項中「場合に限る」を

「場合に限るものとし、第四十二条の十二第三

項の規定の適用を受けるものに係る場合を除

く」に改め、同条第五項中「第四十二条の八第六

項」の下に「第四十二条の十二第六項」を加え

る。

第四十二条の十一第一項中「前条」の下に

「次条第二項から第四項まで及び第六項」を加

え、同条の次に次の一条を加える。

(中) 小企業者等が機械等を取得した場合等の

特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の十二 第四十二条の四第三項に規

定する中小企業者に該当する法人又は農業協

同組合等で、青色申告書を提出するもの(以

下第三項までにおいて「中小企業者等」とい

う)が、平成十年六月一日から平成十一年五

月三十日までの期間(次項及び第三項にお

いて「指定期間」という。)内に、その製作の後

事業の用に供されたことのない次に掲げる減

価償却資産(第一号に掲げる減価償却資産に

あつては、政令で定める規模のものに限る。

以下第三項までにおいて「特定機械装置等」と

いふ。)を取得し、又は特定機械装置等を製作

して、これを国内にある当該中小企業者等の

営む製造業、建設業その他政令で定める事業

の用(第二号に規定する事業を営む法人で政

令で定めるもの以外の法人の貸付けの用を除

く。以下この条において「指定事業の用」といふ。)に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。)の当該特定機械装置等(次条から第四十九条まで(第四十五条の一第一項を除く。)又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定機械装置等の取得価額(第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算)した金額。次項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

一 機械及び装置並びに器具及び備品(器具及び備品については、事務処理の能率化等に資するものとして大蔵省令で定めるものに限る。)

一一 車両及び運搬具(貨物の運送の用に供される自動車で長距離輸送の効率化等に資するものとして大蔵省令で定めるものに限る。)

二 政令で定める海上運送業の用に供される船舶

特定中小企業者等(中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人をいう。以下この項目において同じ。)が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機

械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項又は同項に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額(この項から第四項まで及び第六項、第四十二条の五第二項及び第三項、第四十二条の六第二項から第四項まで及び第六項、第四十二条の七第二項から第四項まで及び第六項、第四十二条の八第二項から第四項まで及び第六項、第四十二条の九、第四十二条の十、前条第二項並びに第六十八条の二並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第一条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて同じ。)からその指定事業の用に供した当該特定機械装置等(次条から第四十九条まで(第四十五条の二第一項を除く。)又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)を控除する。この場合において、当該特定中小企業者等の供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

の後事業の用に供されたことのない第一項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借(政令で定める要件を満たすものに限る。)をして、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合(その指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き、当該指定事業の用に供している場合に限る。)には、供用年度の所得に対する法人税の額からその指定事業の用に供した当該減価償却資産に却資産(同項第一号に掲げる減価償却資産にあつては、その賃借に要する政令で定める費用の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額(以下この項及び第五項において「リース税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該中小企業者等の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額(当該供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合は、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受けれる金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

は、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する全額(当該事業年度においてその指定事業の田地に供した減価償却資産につき第二項又は前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合)は、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の一十に相当する金額を限度とする。

一 機械及び装置並びに器具及び備品(器具及び備品については、事務処理の能率化等に資するものとして大蔵省令で定めるものに限る。)

二 車両及び運搬具(貨物の運送の用に供される自動車で長距離輸送の効率化等に資するものとして大蔵省令で定めるものに限る。)

三 政令で定める海上運送業の用に供される船舶

特定中小企業者等(中小企業者等のうち政

3 中小企業者等が、指定期間内に、その製作
額の百分の二十に相当する金額を超えると
きは、その控除を受ける金額は、当該百分の一
十に相当する金額を限度とする。
（以下この項及び第五項において「税額控
除限度額」という。）を控除する。この場合に
おいて、当該特定中小企業者等の供用年度に
おける税額控除限度額が、当該特定中小企業
者等の当該供用年度の所得に対する法人税の
額の百分の二十に相当する金額を超えるとま
で、当該特定中小企業者等の供用年度に

項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の一十に相当する金額を限度とする。

(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において繰越税額控除限度超過額を有する場合に

6 残額)の合計額をいう。

平成十年五月二十一日 衆議院会議録第41号

(他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなつた場合を除く。)には、当該法人に対する課する当該指定事業の用に供しなくなつた日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条规定第一項から第三項まで及び第一百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第四十二条の十第五項、第六十七条规定の二第一項及び第六十八条の三第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該減価償却資産につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該指定事業の用に供しなくなつた日から当該貸借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

前項の規定の適用を受ける減価償却資産に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第一項及び第三項の規定は、確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に

10
闡する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。
第四項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

<p>二第二項から第四項まで(中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除)の規定を適用」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)及び租税特別措置法第四十二条の十一第二項から第四項まで(中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除)」とする。</p> <p>第六項の規定がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十一条の十一第二項から第四項まで(中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除)」とする。</p>	<p>五 五年 放送法(昭和二十二年五月三十日法律第二百三十二号) 定する放送事業者に該当する法人で同条第二号の五に規定するテレビジョン放送を行うもののうち政令で定めるもの</p>
<p>第45条の二第一項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十年五月三十一日」に改める。</p> <p>第五十二条の二第一項中「第四十二条の十一第一項」の下に「、第四十二条の十二第一項」を加え、同条第二項中「第四十二条の十一第一項、」の下に「、第四十二条の十二第一項」を加え、「同項後段」を「第四十二条の十一第一項後段」に、「(同項、」を「(第四十二条の十一第一項、」に改め、同条第三項中「第四十二条の十一第一項」の下に「、第四十二条の十二第一項」を加え。</p>	<p>平成十一年六月一日まで 平成十一年五月三十一日</p>

<p>七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十二第六項(機械等を事業の用に供しなくなつた場合の法人税額)」と、同条第二項中「前条第一項又は第一項」とあるのは「租税特別措置法第十四条の十一第六項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第四十四条の六第一項の表に次の二号を加える。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">放送番組の効率的な制作に著しく資する設備で大蔵省令で定めるもの</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">百分の二十</td></tr> </table>	放送番組の効率的な制作に著しく資する設備で大蔵省令で定めるもの	百分の二十
放送番組の効率的な制作に著しく資する設備で大蔵省令で定めるもの	百分の二十		

官 報 (号 外)

(2) イ(1)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額が千万円未満である場合 当該千万円未満である金額の二ペーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の一ペーセントに相当する金額との合計額

(3) イ(3)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額が千万円未満である場合 当該千万円未満である金額の二ペーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の一・五ペーセントに相当する金額との合計額

(4) イ(4)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額に平成十年又は平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額が千万円未満である場合 当該千万円未満である金額の二ペーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の一ペーセントに相当する金額との合計額

(5) イ(5)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千万円以上である場合 二十万円

(6) 借入金等の金額の合計額を加えた金額が千万円未満である場合 イ(3)に定める金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の一・ペーセントに相当する金額との合計額

(7) イ(5)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額に平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千万円以上であり、かつ、当該再建住宅借入金等の金額が千万円未満である場合 当該千万円未満である金額を控除した残額の一・五ペーセントに相当する金額との合計額

(8) イ(6)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額に平成十年又は平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千万円未満である場合 当該千万円未満である金額の一・五ペーセントに相当する金額との合計額

イ(7)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額、平成十年又は平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額及び平成十二年居住分に係る他の住宅

(9) 借入金等の金額の合計額の合計額が千円未満である場合 イ(6)に定める金額と千円未満から当該千円未満である金額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額
イ(7)に掲げる場合に該当する場合であって再建住宅借入金等の金額の合計額、平成十年又は平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額及び平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の合計額が千円以上であり、かつ、当該再建住宅借入金等の金額の合計額に当該平成十一年又は平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千円未満である場合 当該千円未満である金額を控除した残額の一・五パーセントに相当する金額との合計額(当該金額が千円未満を超える場合には、宅借入金等の金額の総額が二千円を超える場合 当該二千円を超える金額(当該金額が千円未満である場合は、口(2)に掲げる場合に該当する場合 口(2)に定める金額に十万円を加えた金額)に定める金額に十万円を加えた金額

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項及び第三百二十二条の八第三項中「第四十二条の十第五項」の下に「、第四十二条の十一第六項」を加える。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、平成十年分の所得税について特別減税を追加実施するとともに、中小企業者等が取得等をする機械等について特別償却又は税額控除を認める措置を講ずる

- 1 平成十年分所得税について、定額による特別減税を次により追加実施すること。
- (一) 特別減税の額を、次のように引き上げること。

(現行) (引上げ額) (改正案)

本人 一万八千円 二万円 三万八千円

控除対象配偶者又は扶養親族一人につき 九千円 一万円 一万九千円

(注) 右記の引上げ後の特別減税の額の合計額がその者の特別減税前の所得税額を超える場合には、その所得税額を限度とする。

(二) 特別減税の実施方法

(1) 給与所得者については、平成十年八月一日以後最初に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から追加分の特別減税額を控除すること。

(2) 公的年金等の受給者については、給与所得者に準じた方法により実施すること。

と。

(3) 事業所得者等については、予定納税の通知の期限及び第一期分の納期をそれだけ一ヶ月遅らせた上で、第一期分の予定

ほか、住宅取得促進税制の拡充等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

究費の税額控除率を十%(現行六%)に引き上げること。

4 住宅取得促進税制について、住宅借入金等の年末残高五千万円以下の部分に適用される控除率を拡充し、平成十年居住分について控除限度額の総額を百七十万円から百八十万円に引き上げる等の措置を講じること。

本案は、当面の景気に配慮して、平成十年分の所得税について特別減税を追加実施するとともに、中小企業投資促進税制の拡充等を行うほか、住宅取得促進税制の拡充等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

二 議案の目的及び要旨

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

1 平成十年分所得税について、定額による特別減税を次により追加実施すること。

2 民間投資を促進するため、中小企業者等が実施すること。

3 研究開発を促進するため、中小企業技術基盤強化税制について、中小企業者等の試験研

中小企業信用保険法等の一部を改正する法律

(中小企業信用保険法の一部改正)

第一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一条第一項第一号中「七千万円」に、「三千万円」を「七千万円」に改め、「行うもの」の下に「(次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二 議案の可決理由

この法律は、公布の日から施行すること。

最近における社会経済情勢にかんがみ、平成十年分の所得税について特別減税の追加実施等を行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う平成十年度における減収見込額は、約一兆四千七百三十億円である。

右報告する。

平成十年五月二十一日

緊急経済対策に関する特別委員長 中川 秀直
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

第二条第一項第三号中「前二号」を「前各号」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第二条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「一千万円」を「五千万円」に、「三千万円」を「七千万円」に改め、「行うもの」の下に「(次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二 の二 資本の額又は出資の総額がその業種とともに政令で定める金額以下との会社並びに

常時使用する従業員の数がその業種とともに

国会に提出する。

右

平成十年五月十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

道府県は、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七百七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者(以下本項から第十六項までにおいて「宅地建物取引業者」という。)が個人から住宅(人の居住の用に供されたことのあるもので政令で定めるものに限る。以下本項から第十六項までにおいて「特定住宅」という。)を取得した場合において、当該個人が特定居住者(当該特定住宅を当該取得があつた日の一年前の日から引き続き九月以上その居住の用に供していた者又はこれに準ずる者として自治省令で定める者をいう。以下本項及び次項において同じ。)であり、かつ、当該取得の日から六月以内に当該特定住宅を当該特定居住者以外の個人にその居住の用に供するため譲渡したときは、当該宅地建物取引業者による当該特定住宅の取得に対して課する不動産取得税については、第七十三条の十四第三項の規定の適用がある場合を除き、一戸につき、当該税額から当該特定住宅が新築された時において施行されていた地方税法第七十三条の十四第一項の規定により価格から控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

の個人に譲渡した場合において、当該宅地建物取引業者による当該特定住宅の取得に対し課する不動産取得税について前項の規定の適用があるときは、当該宅地建物取引業者による当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、第七十三条の二十四第二項の規定の適用がある場合を除き、当該取得が平成十年七月一日から平成十二年六月三十日までの間に行われたときに限り、当該税額から百五十万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある特定住宅一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値)当該数値が二百を超える場合には、二百とする。)を乗じて得た金額が五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

七までの規定は、第十三項の宅地建物取引業者による特定住宅の取得又は第十四項の宅地建物取引業者による特定住宅の取得又は第十四項の宅地建物取引業者による特定住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中「土地の取得」とあるのは、「附則第十一条の四第十三項の同項に規定する宅地建物取引業者(以下本項において「宅地建物取引業者」という。)による同条第十三項に規定する特定住宅(以下本条及び第七十三条の二十七において「特定住宅」という。)の取得又は附則第十一条の四第十四項の宅地建物取引業者による特定住宅の用に供する土地の取得」と、「当該土地の取得者」とあるのは、「当該特定住宅又は当該土地を取得した宅地建物取引業者」と、「前条第一項第一号又は第十四項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該特定住宅の取得の日から六月以内」と、「当該土地に係る」とあるのは「当該特定住宅又は当該土地に係る」と、同条第一項中「当該土地」とあるのは「当該特定住宅又は当該土地」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号又は第一項第一号」とあるのは「附則第十一条の四第十三項又は第十四項」と、

第七十三条の二十七第一項中「土地」とあるのは「特定住宅又は特定住宅の用に供する土地」と、「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一条の四第十三項又は第十四項」と読み替えるものとする。

附則第十一条の五第一項中「第七十三条の二十四第一項又は第二項」を「第七十三条の二十四第一項若しくは第二項又は前条第十四項」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の見出し中「特別減税」を「特別減税等」に改め、同条第一項中「平成十年度」の下に「及び平成十一年度」を加え、「地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二号)第一条」を「地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成十年法律第二号)第一条」に改め、「次項」を「以下」の条に、「同年度の減収額」を「当該各年度の減収額及び平成十年改正後の地方税法附則第十一条の第四十三項及び第十四項の規定による不動産取得税の減額に係る平成十一年度の減収額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により起ることができる平成十年度及び平成十一年度の地方債の額は、都道府県にあつては第一号に掲げる額とし、市町村にあつては第一号に掲げる額とする。

一 一イ及びロに掲げる額の合算額(平成十一年度にあつては、イに掲げる額)

官 報 (号 外)

イ 平成十年改正後の地方税法附則第三条の四の規定の適用がないものとした場合における当該都道府県の当該各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額から当該都道府県の当該各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成十年改正後の地方税法附則第十一条の四第十三項及び第十四項の規定の適用がないものとした場合における当該都道府県の平成十年度の不動産取得税の収入見込額から当該都道府県の同年度の不動産取得税の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額

二 平成十年改正後の地方税法附則第三条の四の規定の適用がないものとした場合における当該市町村の当該各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額から当該市町村の当該各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額

附 則

この法律は、平成十年五月三十一日から施行する。

理由

建物取引業者による一定の住宅及びその用に供する土地の取得に係る特例措置を講ずることとして、あわせて、これらの措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する 法律案(内閣提出)に関する報告書

(二) 不動産取得税

(3) 特別徴収の方法によって徴収する平成十年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、市町村長は特別徴収税額を六月三十日まで(現行五月三十一日まで)に通知しなければならないこととする。

平成十年五月二十一日
緊急経済対策に関する特別委員長 中川秀直
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

(3) 特別徵収の方法によって徵収する平成十年度分の個人住民税について定額による特別減税の額の引上げ等を行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

二 議案の可決理由

1 当面の経済状況等にかんがみ、平成十年度分の個人住民税について定額による特別減税の額を六月三十日まで(現行五月三十一日まで)に通知しなければならないこととする。

二 不動産取得税

宅地建物取引業者が一定の住宅及びその用に供する土地を居住者である個人から平成十年七月一日から平成十二年六月三十日までの間に取得した場合について、当該住宅の取得の日から六月以内に当該住宅及び当該土地を当該個人以外の個人にその居住の用に供するため譲渡したときに限り、一定の減額を行う特例措置を講じること。

地方財政法に関する事項

個人住民税に係る特別減税等による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じること。

3 施行期日

この法律は、平成十年五月三十一日から施行すること。

なお、以上の地方税制の改正により、平成十年度において五千十三億円の減収が見込まれる。

平成十年五月二十一日
緊急経済対策に関する特別委員長 中川 秀直
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

右
国会に提出する。

平成十年五月十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

地方交付税法等の一部を改正する法律案

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第四号の次に次の二号を加える。

四の二 前各号に掲げる額以外の額として一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる特例加算額のうち旧法附則第四条の二第三項の規定において平成十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額から第一号に掲げる額を控除した額に相当する額 二千六百六億円

四の三 前号の特例加算額のうち同号に掲げた額以外の額 一千三百七億六千万円

四の三 前号の特例加算額のうち同号に掲げた額以外の額 一千三百七億六千万円

附則第四条の二第四項の表中「五千三百七十九千八十二万九千円」を「十六兆八千四十三億七千八十二万九千円」に改める。

附則第四条の二第四項の表中「五千三百七十九千八十二万九千円」を「四千七百四十六億八千万円」

この法律は、平成十一年五月三十日から施行する。
当面の経済状況等を踏まえ、平成十一年度分の個人住民税について定額による特別減税の額の引上げ等を行うとともに、不動産取得税について宅地

(2) 地方税法及び地方財政法の一部を改正する
法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、当面の経済状況等を踏まえ、平成十
年度分の個人住民税について定額による特別減
税の額の引上げ等を行うとともに、不動産取得
について宅地建物取引業者による一定の住宅
ひその用に供する土地の取得に係る特例措置
譲ることとし、あわせて、これらの措置に
伴う減収額を埋めるための地方債の特例措置を
しようとするもので、その主な内容は次のと
おりである。

地方税法に関する事項

(1) 道府県民税及び市町村民税

市町村民税について、所得割の額から控
除する特別減税の額を、次のように引き
上げること。

ア 納税義務者本人

イ 拠除対象配偶者又は扶養親族一人に
つき 八千五百円(現行四千円)

普通徴収の方法によって徴収する平成
十年度分の個人の道府県民税及び市町村
民税の第一期の納期を七月(現行六月)と

(3) 特別徵収の方法によつて徵収する平成十一年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、市町村長は特別徵収税額を六月三十日まで(現行五月三十一日まで)に通知しなければならないこととすること。

〔不動産取得税

宅地建物取引業者が一定の住宅及びその用に供する土地を居住者である個人から平成十一年七月一日から平成十二年六月三十日までの間に取得した場合について、当該住宅の取得の日から六月以内に当該住宅及び当該土地を当該個人以外の個人にその居住の用に供するために譲渡したときに限り、一定の減額を行う特例措置を講じること。

2 地方財政法に関する事項

個人住民税に係る特別減税等による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じること。

3 施行期日

この法律は、平成十一年五月三十一日から施行すること。

なお、以上の地方税制の改正により、平成十一年度において五千十三億円の減収が見込まれる。

二 議案の可決理由

当面の経済状況等にかんがみ、平成十一年度分の個人住民税について定額による特別減税の額の引上げ等を行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成十年五月二十一日
緊急経済対策に関する特別委員長 中川 秀直
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

右
国会に提出する。

平成十年五月十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

地方交付税法等の一部を改正する法律案

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第四号の次に次の二号を加える。

四の二 前各号に掲げる額以外の額として一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる特例加算額のうち旧法附則第四条の二第三項の規定において平成十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額から第一号に掲げる額を控除した額に相当する額 二千六百六億円

四の三 前号の特例加算額のうち同号に掲げた額以外の額 一千三百七億六千万円

四の三 前号の特例加算額のうち同号に掲げた額以外の額 一千三百七億六千万円

附則第四条の二第四項の表中「五千三百七十九千八十二万九千円」を「十六兆八千四十三億七千八十二万九千円」に改める。

附則第四条の二第四項の表中「五千三百七十九千八十二万九千円」を「四千七百四十六億八千万円」

官 報 (号 外)

に、「二千五百五十七億円」を「二千三百四十七億円」に、「三千四百六十三億円」を「三千八十九億円」に、「三千八百一十五億円」を「三千四百三十五億円」に、「四千二百四十四億円」を「三千八百三十六億円」に、「四千六百八十六億円」を「四千二百五十八億円」に、「四千六百三十億七千四百八十八万九千円」を「四千百七十四億千四百八十八万九千円」に、「五千三百五十五億円」を「五千九十二億円」に、「四千六百四億円」を「四千三百四十四億円」に、「三千五百十五億円」を「三千百九十六億円」に、「一千五百十二億円」を「一千六十一億円」に、「千四百八十七億円」を「千三百六十一億円」に改める。

(地方交付税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「地方税法及び地方財政法」の一部を改正する法律(平成十一年法律第一号)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成十年度の減収見込額の」を削り、「道府県にあっては」の下に「第一号

〔第一号に掲げる額の〕を加え、同項に次の各号を加える。

一
万
文
打
合
算
卷

する法律(平成十年法律第一号)第一
条の規定による改正後の地方税法(昭和
二十五年法律第一百一十六号。以下この
部を改正する法律及び地方財政法の

項においてて平成十五年改正後の地方税法
という。附則第三条の四の規定による個
人の道府県民税に係る特別減税による平
成十三年度の減免額

成十年度の減収見込額
平成十年改正後の地方税法附則第十二条の四第十三項及び第十四項の規定によ

る不動産取得税の減額に係る平成十年度の減収見込額

平成十年改正後の地方税法附則第三条の四の規定による個人の市町村民税に係る特

別減税による平成十年度の減収見込額
前第四条第一項を次のように改める。

前項第一号に掲げる額(以下この項において「前項第一号に掲げる額」と記す)は、直計具につき、

の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同
減収見込額」というのは道府県につき

アで定める方法により、算定するものとす

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一 道府県民税の所得割 二 不動産取得税	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納稅義務者数等の数及び 課税標準等の額
前々年度における不動産取得税の課税標準等の額	

3 第一項第二号に掲げる額(以下

表の上欄に掲げる収入の項目について、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
市町村民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び 課税標準等の額

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

和二十九年法律第二百三号の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表以外の部分中「十九兆九百一億二千八十二万九千円」を「十九兆四千九

百一億三千八十二万九千円に改め、同項の表中「九千一億円」を「九千一百五十一億円」に、「兆二百五十三億円」を「一兆五百二十九億円」に

に、「一兆千七百五十二億円」を「一兆一千五十六億円」に、「一兆一千九百二十億円」を「一兆二

千一百五十四億円」に、「一兆四千一百六億円」を「一兆四千五百七十三億円」に、「一兆五千六

百十五億六千万円」を「一兆六千九十九億六千万円」に、「一兆三千百三十一億四千万円」を「一兆

三一千五百七十七億四千万円」に、「八千八百五十三億五千万円」を「九千三百四十二億五千万円」

に、「五千九百七十億円」を「六千五百九億円」に、「四千三百八十七億八千万円」を「四千九百七十九億八千万円」に改める。

附則第七条中「第四号」を「第四号の二」に改

第一条 この
旅行期日

附
錄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十年度分の地方交付税から適

官 報 (号外)

用する。

(緊急地域経済対策費の基準財政需要額への算入)

第三条 平成十年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税

法第十一條の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

測定単位 人口	測定単位 道 府 県 市 町 村	測定単位 人口	単 位 費 用	
			人 一 人につき	一、八〇〇円 一、二〇〇円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、地方公共団体の態容その他の事情を参照して、自治省令で定めることにより、補正することができる。

理由
地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成十年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額し、あわせて同年度に限り緊急地域経済対策費を設ける等の改正を行いう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

測定単位 人口	測定 単 位 の 数 値 の 算 定 の 基 础		表示 単位
	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人	

2 基準財政需要額の算定方法の特例
総合経済対策を円滑に実施するため、平成十年度に限り、「緊急地域経済対策費」を設けること。

3 基準財政収入額の算定方法の特例
平成十年度における道府県民税及び市町村民税の所得割の特別減税による減収額並びに不動産取得税の減税による減収額として自治省令で定める額を加算する特例を設けること。

4 その他所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由
地方財政の状況等にかんがみ、平成十年度分の地方交付税の総額についての加算等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費
平成十年度一般会計補正予算(第1号)の歳出において平成十年度の特例加算額として四百十三億六千万円、また、交付税及び譲与税配付金特別会計予算(特第1号)の交付税及び譲与税配付金勘定の歳入において借入金の追加額として四千億円が計上されている。

右報告する。

平成十年五月二十一日
衆議院議長 伊藤宗一郎殿
緊急経済対策に関する特別委員長 中川 秀直
内閣総理大臣 橋本龍太郎
右
国会に提出する。
平成十年三月十日

学校教育法等の一部を改正する法律案
第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二一十六号)の一部を次のように改正する。
第一項中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。
(学校教育法の一部改正)
第六条中「中学校又は」を「中学校、」に改め、「養護学校」の下に「又は中等教育学校の前期課程」を加える。
第三十九条第一項中「高等学校」の下に「(中等教育学校の後期課程を含む。)」を加える。
「、中等教育学校の前期課程」を加える。
第四十条第一項中「卒業した者」の下に「若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者」を加える。
第四十七条中「卒業した者」の下に「若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者」を加える。
第四十八条第二項中「これに準ずる学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加える。

官 報 (号 外)

「同条同項」を「第二十二条の九第一項」に改める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員(定数の標準に関する法律の一部改正)

第二条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和二十三年法律

第一百十六号の一部を次のように改正する。

学校の前期課程」を加え、同条第三項中「教頭」の下に「中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長及び教頭」とし、「を加える。

第三条第二項及び同項の表中「中学校」の下に「（中等教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

第六条の見出しを「小中学校等教職員定数の標準」に改め、同条中「及び中学校」の下に「並びに中等教育学校の前期課程」を加え、「小中学校教職員定数」を「小中学校等教職員定数」に改める。

第六条の「中学校」の下に「並びに中等教育学校の前期課程」を加える。

同項第一号中「までの中学校」の下に「(中等教育)学校の前期課程を含む。以下(イ)の号において同

「」を加え 同項第三号中「中学校」の下に
「（中等教育学校の前期課程を含む。）」を加え、
同項第四号中「中学校」の下に「並びに中等教育

「学校の前期課程」を加え、同条第一項中「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程」

期課程」に、「中学校の教育課程に限る。」を「学校的教育課程を除く。」に改め、同条第三項中「小中学校教頭教諭等標準定数」を「小中学校等教頭教諭等標準定数」に改め、「及び中学校」の下に「(中等教育学校の前期課程を含む。(以下この項において同じ。)」を加え、「小中学校教頭標準定数」を「小中学校等教頭標準定数」に改め

第三条 公立高等学校の設置、適正配置及び教員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

一 高等学校の本校に置かれる三学級から
十九学級までの全日制の課程の数と高等學校の本校に置かれる四学級から二十九学級までの定時制の課程の数との合計数に一を乗じて得た数

の全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数

三 中等教育学校の本校でその学級数(定時制の課程の学級数を除く)が三十学級以上のもの(前期課程の学級数が三十学級以下のものを除く)に置かれる全日制の課程の

数と中等教育学校の本校に置かれる四学科から二十九学級までの定時制の課程の数との合計数に一を乗じて得た数

第二十二条の二 第二号中「高等学校」の下に「（中等教育学校の後期課程を含む。以下）の各において同じ。」を加える。

三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

平成十年五月二十一日 衆議院会議録第四十二号

改める。

第四十七条の二第一項中「高等学校」の下に

「中等教育学校(後期課程に定時制の課程(学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程をいう。以下同じ。)のみを置くものに限る。)」を加え、「学校教育法第四条第一項に規定する」を削る。

第六十一条を第六十二条とし、第六十条の次

に次の二条を加える。

(中等教育学校を設置する市町村に関する特例)

第六十一条 中等教育学校を設置する市(指定都市を除く。以下この条において同じ。)町村を包括する都道府県の教育委員会は、第三十一条の規定にかかわらず、市町村の設置する中等教育学校後期課程に定時制の課程のみを置くものを除く。次項において同じ。)の県費負担教職員の任免、給与の決定、休職及び懲戒に関する事務を当該市町村の教育委員会に委任する。

2 市町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員条例第十九条第二項並びに第二十条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。

(教育職員免許法の一一部改正)

第九条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「高等学校」の下に「中等教育学校」を加える。

第三条に次の二条を加える。

4

中等教育学校の教員(養護教諭及び養護助教諭を除く。)については、第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

第三条の二第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「前二号」を「第一号から第三号まで」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 中等教育学校における前二号に掲げる事項

第四条第二項中「学校の」を「学校(中等教育学校を除く。)」に改め、同条第三項中「学校(の下に「中等教育学校及び」を加え、同条第四項中「学校」の下に「(中等教育学校を除く。)」を加える。

別表第五第二欄中「中学校(の下に「中等教育学校の前期課程並びに」を、「高等学校(の下に「中等教育学校の後期課程並びに」を加え、同表備考第五号中「を含む。」)の下に「又は中等教育学校」を加える。

別表第七第三欄中「高等学校」の下に「中等教育学校」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中学校教育法第五十五条の次に一条を加える改正規定は平成十一年十月一日から、次条の規定は公布の日から施行する。

(中等教育学校の設置のため必要な行為)

第二条 中等教育学校の設置のため必要な手続を

(離島振興法の一部改正)

第四条 畦島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項第一号中「若しくは中学校」を「中学校、中等教育学校の前期課程」に改め、同項第二号中「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。

別表五(公立の小学校公立の中学校の項中「中学校」の下に「(次項に掲げる中学校を除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

第三条に次の一項を加える。

号中「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程並びに」を加える。

附則第十九項中「第二条」を「第三条第一項から第三項まで」に改め、附則に次の二条を加える。

公立の中等教育学校

前記課程の建物の新築
又は増築

建物の新築又は増築
地方公共団体

十分の五・五
地方公共団体

の他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第七条の規定による改正後の公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法の規定は、平成十一年度以降の年度の予算に係る国庫債務負担行為に基づき平成十一年度の国庫債務負担行為に基づき平成十一年度に支出すべきものとされたものを除く。)に

ついて適用し、平成十一年度の国庫債務負担行為に基づき平成十一年度に支出すべきものとされた国庫の補助及び平成十一年度以前の年度の歳出予算に係る国庫の補助で平成十一年度以後の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

別表第五第二欄中「中学校(の下に「中等教育学校の前期課程並びに」を、「高等学校(の下に「中等教育学校の後期課程並びに」を加え、同表備考第五号中「を含む。」)の下に「又は中等教育学校」を加える。

別表第七第三欄中「高等学校」の下に「中等教育学校」を加える。

(離島振興法の一部改正)

第四条 畦島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項第一号中「若しくは中学校」を「中学校、中等教育学校の前期課程」に改め、同項第二号中「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。

別表五(公立の小学校公立の中学校の項中「中学校」の下に「(次項に掲げる中学校を除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

第三条に次の一項を加える。

号中「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程並びに」を加える。

附則第十九項中「第二条」を「第三条第一項から第三項まで」に改め、附則に次の二条を加える。

公立の中等教育学校

前記課程の建物の新築
又は増築

建物の新築又は増築
地方公共団体

十分の五・五
地方公共団体

(辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の一部改正)
第五十九条 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第三号中「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第六十条 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第四号中「中学校」の下に「(中等教育学校の前期課程を含む。)」を加える。

理由

学校教育制度の多様化・弾力化を推進するため、中高一貫教育を実施することを目的とする中等教育学校の制度を設け、その教職員定数、教職員給与費及び施設費の負担並びに教員の免許等について所要の措置を講ずるとともに、同一の設置者が設置する中学校及び高等学校において中等教育学校に準じて中高一貫教育を行うことができるようにして、あわせて、専修学校の専門課程のうち文部大臣の定める基準を満たすものを修了した者が大学に編入できる制度及び大学の学生以外の

者として大学において単位を修得した者がそのまま学に入学する場合に相当期間を修業年限に通算することができる制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、学校教育制度の多様化・弾力化を推進するため、中高一貫教育制度を導入するとともに、専修学校専門課程修了者を大学に編入学できるようにする等の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 中高一貫教育制度の導入

(一) 新たな学校の種類として、修業年限六年(前期三年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分)の中等教育学校を設けること。

(二) 中等教育学校は、中学校教育と高等学校教育を一貫して施すことを目的とし、国家

3 施行期日等

(一) この法律は、平成十一年四月一日から施行すること。ただし、2の(二)の大学の修業

年限に関する規定は平成十年十月一日から、中等教育学校設置のため必要な行為に

関する規定は公布の日から施行すること。

(二) 中等教育学校の設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前において

も行うことができる」とすること。

(四) 同一の設置者が設置する中学校及び高等

学校においては、中等教育学校に準じて、中学校教育と高等学校教育を一貫して施すことができるものとすること。

(五) 公立中等教育学校の教職員定数については、前期課程にあっては現行の中学校に講じられている措置を、後期課程にあっては現行の高等学校に講じられている措置を、それぞれ適用すること。また、公立中等教育学校の前期課程及び都道府県立中学校の教職員給与費等について国庫負担の対象とすること。

4 その他所要の措置を講ずるとともに、新たな学校種として中等教育学校を設けることによる関係法律の一部を改正すること。

二 議案の可決理由

本案は、学校教育制度の多様化・弾力化等を推進するため、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十年五月二十二日

文教委員長 高橋 一郎
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、中高一貫教育の選択的導入にあたり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 中高一貫教育の導入は、新しい学校種を設けるなど今後の中等教育全体の改革の端緒を切るものであることを踏まえ、「中高一貫教育研究会議」等において児童・生徒や保護者のニーズ、地域の実情に十分に配慮して実施される」と。

官 報 (号 外)

ど、偏差値による学校間格差を助長することのないように十分に配慮すること。

三 中高一貫教育を行う学校では、入学者の選抜にあたって学力試験は行わないこととし、学校の個性や特色に応じて多様で柔軟な方法を適切に組み合わせて入学選抜方法を検討し、受験競争の低年齢化を招くことがないように十分に配慮すること。

四 各都道府県等においては、中高一貫教育の導入に際して、「研究会議」等を通じて、幅広い関係者による協議を行い、一貫教育の内容、入学者の決定方法、通学区の設定など地域の実情等を踏まえたものとなるよう努めること。

五 国は、中高一貫教育の推進にかかる実践研究事業の一層の充実に努めること。

官 報 (号 外)

平成十年五月二十二日 衆議院会議録第四十二号

第明治三十五年三月二十一日
郵便物認可

発行所
二東京
番地一
大四号
藏
省印
刷
局目

電話
03
(3587)
4294

定価
配本
送
料
二二
〇〇円
別